

地域再生事業

出資者の所得税軽減

株式投資分
政府が方針

住民参加促す

政府は、地域の活性化にむけた事業に出資した個人を対象に、株式投資への所得課税を軽減する方針を決めた。自治体や企業だけでなく、地域住民のお金も「町おこし」に活用し、自立的な再生を促す試みだ。2月上旬に閣議決定する地域再生法案に盛り込み、2月召集される通常国会で提出する。

税優遇は、過疎地を走るバスなどの公共交通機関、地場产品的販売、廃棄物処理などの環境関連といった事業を手がける「特定地域再生事業会社」の出資が対象となる。出資額を一般の株式投資で得た利益から差し引いたり、再生事業会社への出資で損失が発生した場合、損金額を3年後

まで持ち越し、他の株式売却益と損益通算ができるようになりする。

税優遇の対象となる再生事業会社は、各自治体

が作成し、内閣府が認定する「地域再生計画」に沿った事業を営むことが必要で、内閣府が指定する複数の管轄に分散する。

地域再生法案では地域再生交付金も新設され、交付金の新設と並ぶ、複数の管轄に分散する。

地域再生法案の柱には、地域再生事業会社への融資を取扱うことになり、重点を置いてきた。このため、住民の参加を促したり、総割り行政との批判が強い補助金を統合したりする形なら資金支援も可能だと判断した。ただ、今回の税制優遇はすでに株式投資をしてしまった人にしか利用できず、大きく広がるかどうか不透明な面もある。

の分野の補助金の一部をそれぞれ統合し、内閣府の予算として一括計上するもの。来年度予算で810億円が計上された。用途を細かく定めず、使い切れない分を次年度以降に繰り延べたりする」ともできる。懇意に内閣府と「本化して自治体にとっての使い勝手を良くする。再生事業会社への税優遇は地域再生交付金の新設と並ぶ、複数の管轄に分散する。

地域再生は小県内閣の重要政策の一つ。少子化で不要になつた校舎を地場ベンチャー企業の育成施設に衣替えするなど、

る。

地域再生は小県内閣の重要政策の一つ。少子化で不要になつた校舎を地場ベンチャー企業の育成施設に衣替えするなど、

出資者の所得税軽減